

株 主 各 位

岡山市北区丸の内一丁目15番20号

株式会社 **中国銀行**

取締役頭取 宮 長 雅 人

## 第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第133回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成26年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（40頁～41頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までにご行使ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区丸の内一丁目15番20号  
当行本店3階大講堂

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第133期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
  2. 第133期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役1名選任の件  
**第4号議案** 監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
  - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 計算書類の個別注記表 ② 連結計算書類の連結注記表

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

また、同ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主さまには郵送させていただきますので、当行広報CSRセンター株式担当（電話086-223-3111（代表））までお申出ください。

- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正する必要がある場合は、修正内容をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当行ウェブサイト <http://www.chugin.co.jp/>

## 第133期（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

##### <主要な事業内容>

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、各種代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債および証券投資信託ならびに生命保険の窓口販売、金融商品仲介業務、M&A仲介等投資銀行業務などを営んでおります。

##### <金融経済環境>

平成25年度の我が国経済は、前半は金融緩和をはじめとする各種政策効果や、円安傾向も相まって、景気回復基調が次第に見られるようになりました。後半もデフレ脱却に向けた官民の取組みが実を結び、公共投資の増加や雇用・所得環境の改善等が見られるとともに、2020年の東京オリンピック開催決定など、将来の見通しに一段と明るさが感じられるようになりました。

今後も新興国経済の動向や消費増税の影響には引続き注意を要するものの、内需が底堅さを維持する中で、外需も緩やかな増加が見込まれており、景気回復基調が持続すると見られます。

当地においても、大都市圏の動きにはやや遅れながらも、製造業を中心に受注が好調に推移した結果、一部では新たな設備投資や収益環境の改善が見られるとともに、個人消費についても回復基調となる等、地域経済は景気回復への足場が固まりつつある状況にあります。

##### <事業の経過および成果>

以上のような事業環境の中、当年度が最終年度となる期間3年の中期経営計画『Power up plan ～信頼と挑戦～』で策定した各施策を着実に実施してまいりました。当期における主な活動成果は次のとおりです。

貸出金の増強策として、成長業種へのサポートを拡充すべく、「ちゅうぎん医院開業ローン」「ちゅうぎん太陽光発電設備融資」等の融資商品を新設・改定し、資金需要の創造に向けた営業活動を展開いたしました。

また地域経済の活性化に向けて、農林水産省と連携した官民ファンド「ちゅうぎんアグリサポートファンド」を新設し、地域特産品の国内外への販路拡大を支

援するとともに、ベンチャー向け投資ファンド「中銀投資事業組合4号」を組成するなど、創業・新事業サポートへも積極的に取り組みました。

お取引先の海外での販路拡大支援に向けて、中国信託商業銀行（台湾）やベトナム銀行（ベトナム）との業務提携に加え、上海における地銀5行合同でのセミナー・交流会開催など、一層の海外進出サポートの充実を図りました。

業容の拡大を目指す一方で、経営改善・事業再生に取り組んでいるお取引先を後押しするため、「ちゅうぎんVサポートローン」の営業店長決裁限度額増額など、資金需要に柔軟に対応すべく制度の改定を行いました。

個人金融への取り組みとしましては、インターネット支店「晴れの国支店」の口座を受取り口座とした仕送り優遇プラン「晴ればれ学割プラン」の取扱いを開始いたしました。若年層の口座開設数を増やし、メイン口座として永年利用して頂けるよう、利便性の向上に努めてまいります。

預り資産業務としては、NISA活用による資産形成の提案活動を行った結果、平成26年3月末までのNISA口座開設件数は3万4千件を超えました。また、相続関連業務の強化に向けて、株式会社山田エスクロー信託との業務提携を行い、遺言信託・遺産整理業務の取扱店舗を全店に拡大しております。

システム面の取り組みにつきましては、基幹系システム共同化「TSUBASAプロジェクト」を着実に遂行し、今年2月末に個別要件定義の工程を予定通り完了しました。3月以降は個別設計への工程へ移行し、安定した金融サービスの提供に向けたシステム構築に取り組んでまいります。

人材面の取り組みとしましては、女性の活躍機会拡大による企業活力の向上を目指し、女性のエンパワーメント原則（WEPS：Women's Empowerment Principles）へ署名し、地方銀行として初めて署名一覧企業へ掲載されました。「WEPS」は国連が提唱する世界共通の企業行動原則であり、国連総会やAPECでも推奨されているものです。引続き女性の積極的な人材登用・配置を進め、お客さまに一層ご満足頂ける銀行を目指してまいります。

以上のとおり厳しい経済環境の中、株主ならびにお取引先の皆さま方の力強いご支援のもと、全行挙げてサービス向上と経営基盤の強化に努めました結果、次のような営業の成果となりました。

## **【預り資産（預金、譲渡性預金、公共債・投資信託窓口販売）】**

### **【生命保険窓口販売】 【金融商品仲介業務】**

お客さまの資金運用ニーズに積極的に応えるため、預金に加え、譲渡性預金、公共債や投資信託の窓口販売により預り資産の積み上げを図りました。

この結果、個人預り資産は前期比577億円増加し、3月末残高は4兆7,603億円となりました。また、法人預り資産は前期比494億円増加し、3月末残高は1兆3,201億円となりました。

以上を主な要因として、預り資産全体では前期比807億円増加し、3月末残高は6兆4,326億円となりました。このうち預金（譲渡性預金を含む）は前期比1,560億円増加し、3月末残高は5兆8,526億円となりました。

なお、生命保険窓口販売の期中販売実績は337億円となり、累計では4,336億円となりました。また、金融商品仲介業務による期中販売実績は1,430億円（株式394億円・外国債券等1,035億円）となり、累計では6,373億円（株式1,181億円・外国債券等5,191億円）となりました。

### **【貸出金】**

事業性資金につきましては、積極的な営業を展開した結果、前期比606億円増加し、3月末残高は2兆2,493億円となりました。個人ローンにつきましても、住宅ローンの積み上げに注力した結果、前期比228億円増加し、3月末残高は9,170億円となりました。以上を主因に貸出金全体の残高は、前期比853億円増加の3兆5,664億円となりました。

### **【有価証券】**

有価証券につきましては、金利動向等リスク分散に配慮しながら効率的な運用に努めました結果、前期比1,191億円増加し、3月末残高は3兆1,431億円となりました。

### **【人員】**

人員につきましては、引続き効率化を図り、期中7人減少し、3月末現在で3,229人になりました。

### **【償却・引当】**

償却・引当につきましては、資産の健全性の維持・向上を図るため従来から厳正な資産査定により実施しております。当期は、過年度に破綻した大口取引先の影響の解消による引当率の低下や取引先の業況の改善により、貸倒引当金は109億円の戻入（前期は一般貸倒引当金は42億円の戻入、個別貸倒引当金は65億円の繰入）となりました。

## 【リスク管理債権】

リスク管理債権額につきましては、お取引先の業況改善や再生支援活動を通じたランクアップ、併せて直接償却ならびに債権売却によるオフバランス化を実施する等減少に努めました結果、前期比229億円減少し、3月末残高は862億円になりました。

この結果、リスク管理債権比率（貸出金残高に占める比率）は前期比0.72ポイント低下の3月末2.42%となりました。

なお、当行は部分直接償却を実施しておりませんが、仮に部分直接償却を実施した場合のリスク管理債権比率は前期比0.32ポイント低下の2.06%となります。

また、再生法開示債権額（総与信ベース）では、前期比239億円減少し、3月末残高は867億円になり、総与信比率では0.73ポイント低下し、2.39%となりました。部分直接償却を実施した場合の再生法開示債権比率は0.34ポイント低下の2.04%となります。

## 【損益】

資金利益は、低金利の続く厳しい状況でしたが、貸出金等の残高増加に努めた結果、前年同水準を確保いたしました。また、役務利益も投資銀行業務関連の手数料増加を主因に増益となるとともに、その他業務利益もお客さま向けデリバティブ商品にかかる損益が増加し増益となりました。この結果、本業のもうけを表すコア業務純益は、前期比13億79百万円増益の304億9百万円となりました。また、経常利益は与信コスト131億93百万円の減少および有価証券関係損益14億58百万円の改善を主因に前期比167億53百万円増益の441億49百万円となりました。

この結果、当期純利益は、前期比101億26百万円増益の270億86百万円となりました。（1株当たり当期純利益134円5銭）

また、連結ベースの経常利益は前期比168億91百万円増益の481億7百万円、当期純利益は前期比102億91百万円増益の287億17百万円となりました。

### ＜当行が対処すべき課題＞

人口の減少や少子高齢化の進行などで地域の経済構造が変化する中、当行を取り巻く環境も一段と厳しさを増すことが想定され、加えて他の金融機関との競争にも拍車がかかると予想されます。

こうした環境下において、当行が地域のお客さまに選ばれ、ステークホルダーの方々から信頼され続けるためには、さらなるサービスの向上に努めていく必要があると考えております。

そのため、平成26年度からの期間3年にわたる新中期経営計画『ちゅうぎん

Heart 2014』を策定し、前向きなリスクテイクによる新規融資と成長分野へのサポート促進、海外進出・経営改善支援等による需資の創出など、お客さまのニーズに沿った高度な総合金融サービスの提供により地域経済の活性化に積極的に取り組んでいく方針としております。

加えて、当行グループ役職員の行動の拠りどころを文章化した「ちゅうぎんの心」を新たに策定し、全役職員のベクトルを合わせ、新中期経営計画のメインテーマである「地域社会やお客さまと相互発展する好循環の形成」をオールちゅうぎんで目指してまいります。



## (2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預 金	52,247	53,149	54,925	56,900
定期性預金	21,215	20,743	21,078	20,876
その他	31,031	32,406	33,847	36,023
貸 出 金	33,234	34,273	34,811	35,664
個人向け	7,292	7,520	7,756	7,850
中小企業向け	15,286	15,383	14,943	15,294
その他	10,655	11,369	12,111	12,518
商品有価証券	39	36	30	23
有 価 証 券	25,261	26,460	30,240	31,431
国 債	8,320	8,681	11,212	12,268
地 方 債	6,629	6,917	6,548	6,159
その他	10,312	10,861	12,479	13,004
総 資 産	61,877	63,064	67,453	69,508
内国為替取扱高	530,434	533,265	535,528	542,538
外国為替取扱高	9,166百万ドル	10,616百万ドル	9,686百万ドル	8,244百万ドル
経 常 利 益	5,569百万円	37,034百万円	27,396百万円	44,149百万円
当 期 純 利 益	3,199百万円	18,220百万円	16,960百万円	27,086百万円
1株当たり当期純利益	13円86銭	83円91銭	83円18銭	134円05銭
信 託 財 産	36	36	31	31
信 託 報 酬	8百万円	7百万円	3百万円	1百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均株式数で除して算出してあります。  
 3. 元本補てん契約のある「金銭信託」ならびに「貸付信託」は該当ありません。

## (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,229人	3,236人
平 均 年 齢	37年11月	37年10月
平 均 勤 続 年 数	15年 8 月	15年 8 月
平 均 給 与 月 額	417千円	418千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
岡 山 県	110店 (うち出張所 8)	110店 (うち出張所 8)
広 島 県	26 ( — )	26 ( — )
鳥 取 県	1 ( — )	1 ( — )
香 川 県	16 ( — )	16 ( — )
愛 媛 県	1 ( — )	1 ( — )
兵 庫 県	5 ( — )	5 ( — )
大 阪 府	1 ( — )	1 ( — )
東 京 都	1 ( — )	1 ( — )
国 内 計	161 ( 8 )	161 ( 8 )
海 外	1 ( — )	1 ( — )
合 計	162 ( 8 )	162 ( 8 )

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所（前年度末3か所）、店舗外現金自動設備を214か所（前年度末219か所）設置しております。

また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を17,866か所（前年度末16,531か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,915か所（前年度末12,640か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を10,149か所（前年度末9,712か所）それぞれ設置しております。

##### □ 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 当年度において、福山ロッツ出張所、天満屋ハピータウンレインボーロード店共同出張所、コープ築港共同出張所、メディアコム出張所、天満屋ハピータウン善通寺店共同出張所の5出張所を廃止いたしました。

##### ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

##### ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,166
---------	-------

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新築	
鴨方支店	316
呉支店	244
改修	
本店	322
リース資産の取得	
ATM	337

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社CBS	岡山市北区丸の内1丁目15番20号	中国銀行の委託による現金の精算整理業務、大口集配金業務、印刷・製本業務、用度品等の発送および管理配給業務、現金自動設備保守管理業務	昭和年月日 56.5.23	百万円 10	(100.00) 100.00	—
中銀事務センター株式会社	岡山市北区丸の内1丁目15番20号	中国銀行の事務受託、不動産評価業務	平成年月日 12.9.13	10	(100.00) 100.00	—
中銀保証株式会社	岡山市北区丸の内2丁目10番17号	信用保証業務	昭和年月日 54.7.2	50	(50.00) 75.00	—
中銀リース株式会社	岡山市北区丸の内1丁目14番17号	リース業務、割賦業務	昭和年月日 57.4.8	50	(20.00) 47.50	—
中銀カード株式会社	岡山市北区柳町2丁目11番23号	クレジットカード業務、信用保証業務、集金代行業務、貸付業務	昭和年月日 62.2.2	50	(30.00) 80.00	—
中銀アセットマネジメント株式会社	岡山市北区丸の内2丁目10番17号	投資運用業および投資助言・代理業務、投資信託委託業務	昭和年月日 62.11.9	120	(32.50) 79.16	—
中銀証券株式会社	岡山市北区本町2番5号	証券業	昭和年月日 19.8.15	2,000	(100.00) 100.00	—

- (注) 1. 上記7社は連結対象子会社等であります。  
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄は、間接所有分を含む割合であり（ ）内に直接保有割合を内数で示しております。なお、小数点第3位を切り捨てて記載しております。  
 3. 当期の連結経常収益は133,177百万円、連結当期純利益は28,717百万円であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）をおこなっております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）をおこなっております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等をおこなっております。
4. 株式会社千葉銀行および株式会社第四銀行との間で、基幹系システムの共同化を実施することに関して、平成24年10月に基本合意しております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状況

#### イ 取締役および監査役の状況

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
泉 史 博	取締役会長	監査部担当		
宮 長 雅 人	(代表取締役) 取締役頭取	全般、秘書室担当		
坪 井 宏 通	(代表取締役) 専務取締役	全般、人事部、コンプライアンス部担当		
青 山 肇	常務取締役	総合企画部、リスク統括部、システム部、東京事務所担当		
山 本 督 憲	常務取締役	融資部、事務企画部、市場管理部担当		
花 澤 礼 志	常務取締役	資金証券部、総務部担当		
浅 間 義 正	常務取締役	営業統括部、営業企画部、金融営業部、国際部担当		
福 田 正 彦	常務取締役	備後地区本部長		
安 東 寛 倫	取締役	監査部長		
池 田 均	取締役	倉敷支店長		
塩 飽 和 志	取締役	営業統括部長		
釣 井 時 和	取締役	津山支店長		
寺 坂 幸 治	取締役	四国地区本部長		
加 藤 貞 則	取締役	人事部長		
渡 邊 俊 二	取締役	本店営業部長		
立 森 伸 康	常勤監査役			
岡 崎 泰 夫	常勤監査役			
西 田 三千代	(社外)監査役			弁護士
佐 藤 芳 郎	(社外)監査役			公認会計士
古 矢 博 通	(社外)監査役			

(注) 当行は、社外監査役佐藤芳郎氏および古矢博通氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。

□ 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
松 島 輝 夫	平成25年6月25日	任期満了	取締役
大 川 哲 也	平成25年6月25日	任期満了	取締役
本 田 茂 伸	平成25年6月25日	任期満了	(社外) 監査役

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	17名	414 (154)
監 査 役	6名	65 (－)
計	23名	480 (154)

- (注) 1. 報酬等の( )欄には、当事業年度にかかる株式報酬型ストックオプション報酬額(取締役64百万円)、当事業年度にかかる役員に対する業績連動報酬(取締役90百万円)を内書きしております。
2. 使用人としての報酬等85百万円(うち賞与分9百万円)は、上記に含めておりません。
3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、確定報酬380百万円(取締役300百万円、監査役80百万円)、業績連動報酬90百万円(取締役90百万円)、ストックオプション100百万円(取締役100百万円)であります。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含んでおりません。
4. 上記には、平成25年6月25日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
西田 三千代	10年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しております。	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
佐藤 芳郎	7年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しております。	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
古矢 博通	9ヵ月	平成25年6月25日就任以来開催の取締役会10回全てに出席しております。また、平成25年6月25日就任以来開催の監査役会10回全てに出席しております。	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### (3) 責任限定契約

該当ありません。

#### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	4名	18

(注) 上記には、平成25年6月25日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

#### (5) 社外役員の意見

上記(1)から(4)に関して、社外役員の特段の意見はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	391,000千株
	発行済株式の総数	203,272千株
(2) 当年度末株主数		11,812名
(3) 大株主		

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	12,217	6.10
中国銀行従業員持株会	5,937	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,397	2.69
岡山土地倉庫株式会社	5,358	2.67
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) リ シルチェスター インターナショナル インベスターズ インターナショナル パリユー エクイティ	5,129	2.56
日本生命保険相互会社	4,835	2.41
明治安田生命保険相互会社	4,754	2.37
倉敷紡績株式会社	4,559	2.27
シーピー化成株式会社	3,478	1.73
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リユーエスタックス エグゼンプティッド ペンション ファンズ	3,160	1.57

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する持株比率が上位となる10名の株主について、持株数の順に記載しております。



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取 締 役	(1) 名称 平成21年新株予約権 (2) 新株予約権の数 292個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 29,200株 (4) 権利行使価格（1株あたり） 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成21年8月1日から平成51年7月31日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	8名
	(1) 名称 平成22年新株予約権 (2) 新株予約権の数 305個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 30,500株 (4) 権利行使価格（1株あたり） 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成22年8月3日から平成52年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
	(1) 名称 平成23年新株予約権 (2) 新株予約権の数 661個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 66,100株 (4) 権利行使価格（1株あたり） 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成23年8月2日から平成53年8月1日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	12名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取 締 役	(1) 名称 平成24年新株予約権 (2) 新株予約権の数 647個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 64,700株 (4) 権利行使価格（1株あたり） 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成24年8月4日から平成54年8月3日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	12名
	(1) 名称 平成25年新株予約権 (2) 新株予約権の数 496個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 49,600株 (4) 権利行使価格（1株あたり） 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成25年8月3日から平成55年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	15名

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度にかかる報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 日根野谷正人 指定有限責任社員 青木靖英 指定有限責任社員 奥田賢	66百万円	—

- (注) 1. 当行および当行子法人等が当該監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は82百万円です。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

当行では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、監査役会が会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

## 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会決議により、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備にかかる基本方針を定めております。当該基本方針の内容および運用状況の概要については、下記のとおりであります。これらの体制は有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化および実効性のさらなる向上を図っていく方針であります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は、当行の企業倫理を定めた「企業行動規範」および業務遂行にあたって考慮しなければならない「行動指針」に則って職務を執行し、役員に関する基本事項を定めた「役員規程」を遵守しております。

取締役会については原則1か月に1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督しております。その運営にあたっては「取締役会規定」に則り、適正を確保し、法令・定款違反を未然に防止しております。

また、当行は監査役会設置会社であり、各監査役が、監査役会の定める方針や分担に従って取締役の職務執行の状況を監査し、適宜意見の表明を行っております。また、必要に応じ取締役の行為の差止めなど適切な措置を講じる体制としております。

(ロ) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するため以下の体制を整備しております。

- ① 反社会的勢力による不当要求には組織として対応し、対応する取締役および使用人の安全を確保する。
- ② 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、資金提供は絶対に行わない。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行わない。

### (2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当行は、取締役の職務執行にかかる情報について、「取締役会規程」に基づき、関連資料とともに取締役会議事録を10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。その他の重要書類についても「情報資産管理基準」および社内規程に則り、保存媒体毎に適切に管理しております。

また、上記媒体については、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

**(3) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

(イ) 当行は、監査役の職務を補助すべき使用人として秘書室に監査役補佐を置いております。

(ロ) 監査役補佐は、取締役の業務執行にかかる業務を兼務しておりません。また、監査役補佐の人事考課、人事異動については、事前に監査役と協議し、同意を得た上で決定しており、取締役からの独立性を確保しております。

**(4) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、「監査役への報告基準」に基づき、当行の経営に影響を及ぼす重要な事項その他必要な事項について、適時に監査役に報告しております。

上記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制としております。

**(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当行は、「監査役会規程」ならびに「監査役監査基準」により、経営に重要な影響を及ぼす意思決定を行う会議への監査役の出席、重要書類の監査役等への回覧、内部監査部門・会計監査人との関係等を通じ、監査役の監査の実効性確保に努めております。

また、代表取締役は監査役会との定期的な意見交換を行い、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備等について相互認識を深めております。

**(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

(イ) 当行は、当行の業務執行にかかる主要なリスクとして以下の①から⑤のリスクを認識し、個々のリスクの把握と管理、および統合的なリスク管理の体制を整備しております。なお、各リスクの詳細な定義については、「リスク管理基本規程」に定めております。

- ① 信用リスク
- ② 市場リスク
- ③ 流動性リスク
- ④ オペレーショナル・リスク
- ⑤ その他経営に重大な影響を及ぼすリスク

- (ロ) リスクに見合った十分な自己資本の充実を通じ、当行の業務の健全性および適切性を確保するため、自己資本管理体制および資産査定管理体制を整備しております。
- (ハ) 各種リスクの管理は、「リスク管理基本規程」に定めるリスク管理の基本方針、その他リスク管理に関する諸規程等に則り行っております。また、当行の統合的リスク管理部署をリスク統括部とし、各種リスク毎の主管部署を定めるとともに、リスク管理委員会等の委員会を設置し、適正なリスク管理を行っております。
- (ニ) 業務計画、中期経営計画等の戦略目標策定時には、リスク管理計画を定めております。また、各種リスクの管理状況については、定期的に取り締役会へ報告しております。
- (ホ) 不測の事態が発生した場合には、緊急対策本部の設置など体制を整備するとともに、「危機管理マニュアル」に則り損害拡大を防止すべく適切に対応する体制としております。

#### **(7) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (イ) 当行の経営に影響を及ぼす事項は、取締役会で決議すべき重要事項として事前に会長、副会長、頭取、副頭取、専務取締役、常務取締役によって構成され、監査役が出席する常務会において議論を行い、審議しております。
- (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」、各種諸規程等に定められた決裁権限、手続きに則り行っております。

#### **(8) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- (イ) 当行は、コンプライアンス体制を確保することを目的として「企業行動規範」および「行動指針」ならびに「法令等遵守規程」「コンプライアンスマニュアル」を定めております。また、就業規則その他諸規程、事務取扱要領等についても、法令および定款に適合する内容としております。
- (ロ) コンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備と法令遵守状況の把握等を行っております。コンプライアンスに関する統括部署をコンプライアンス部とし、コンプライアンスに関する諸施策の検討等を行っております。
- (ハ) 当行のコンプライアンスの基本方針および実施計画として、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定・見直し、コンプライアンスチェックの定期的な実施、コンプライアンス研修の実施などコンプライアンス態勢の整備に向けた諸施策を計画的に実行しております。
- (ニ) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を置き、使用人の職務が法令および定款等に適合することの監査を行っております。

(ホ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発見された場合には、就業規則に基づき社内通報システムである「経営ヘルプライン」等により適切に対応する体制としております。

#### **(9) 当行および子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

(イ) 中国銀行グループ各社における業務の適切性の確保および実効性ある経営管理を行うため、「中国銀行グループ運営規程」を定めております。中国銀行グループ各社では、当行の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保しております。

(ロ) 当行では、中国銀行グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当行への決裁・報告を受ける体制を基礎としたグループ各社の経営管理を行っております。当行での決裁・報告事項のうち、重要な事項については、当行監査役へ報告しております。また、当行は、グループ各社と監査契約を締結し、内部監査を実施しております。

(ハ) 中国銀行グループでは、グループ各社の社内不正事件を直接グループトップに通報できる中国銀行グループの「経営ヘルプライン」に関する規程を定め、その適切な運用を維持しております。

(ニ) グループ各社は、当行からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合、当行監査役に報告する体制としております。

(ホ) 中国銀行グループは、会計に関する法令や基準等を遵守し、グループの財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

## **9. 会計参与に関する事項**

該当ありません。

# 第133期末 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	88,485	預 金	5,690,002
現 金	38,696	当 座 預 金	213,038
預 け 金	49,789	普 通 預 金	3,094,071
コ ー ル オ ー シ ョ ン	35,182	貯 蓄 預 金	148,780
買 入 金 銭 債 権	27,353	通 知 預 金	19,844
商 品 有 価 証 券	2,300	定 期 預 積 金	2,083,343
商 品 国 債 債 権	1,533	そ の 他 の 預 金	4,333
商 品 地 方 債 権	766	譲 渡 性 の 預 金	126,590
金 銭 の 信 託	20,000	コ ー ル マ ネ ー 債 権	162,680
有 価 証 券	3,143,153	借 取 引 受 入 担 保	290,114
国 債 債 権	1,226,836	借 入	154,415
地 方 債 権	615,903	外 国 為 替 債 権	105,888
社 債 式 債 権	535,261	未 払 外 国 為 替 債 権	303
そ の 他 の 証 券	160,711	信 託 勤 務 債 権	198
貸 出 金	604,439	未 払 法 人 税 等 用 益 金	105
割 引 手 形 付 付	37,552	未 前 払 受 取 備 勘 定 品 務 債 権	122
証 書 貸 付 付	122,788	当 前 給 付 補 填 金 勤 務 債 権	50,107
当 座 貸 越	2,985,380	賞 与 引 付 引 当 金	4,691
外 国 為 替	420,688	退 職 給 付 引 当 金	3,312
外 国 他 店 預 け	6,481	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,834
買 入 外 国 為 替	5,064	支 払 税 承 諾	0
取 立 外 国 為 替	176	負 債 の 部 合 計	6,503,764
そ の 他 資 産	1,240	(純 資 産 の 部)	
前 払 費 用	36,986	資 本	15,149
未 収 収 益	5,708	資 本 剰 余 金	6,286
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	10,973	利 益 剰 余 金	362,853
金 融 派 生 商 品 資 産	114	利 益 剰 余 金	15,149
そ の 他 の 資 産	14,879	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	347,704
有 形 固 定 資 産	5,309	特 別 固 定 資 産	8
建 物	43,679	特 別 固 定 資 産 積 立	466
土 地	15,245	特 別 固 定 資 産 積 立	325,600
有 形 リ ー ス 資 産	20,669	自 己 株 主 資 本 合 計	21,629
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,076	株 主 資 本 合 計	3,222
無 形 固 定 資 産	3,687	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	△ 381,066
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	2,075	線 延 へ ッ ジ 損 失	69,482
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,931	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,687
支 払 承 諾 見 返	143	新 株 予 約 権	65,795
貸 倒 引 当 金	25,651	純 資 産 の 部 合 計	231
資 産 の 部 合 計	△ 46,900	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,950,858
	6,950,858		6,950,858



# 第133期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収入		117,853
資金運用	77,648	
貸出	45,475	
有価証券	31,751	
預金	78	
その他	39	
信託	303	
役員受取	1	
その他	17,830	
外国債	5,817	
その他	12,012	
貸倒	3,020	
債権	296	
株式	1,878	
その他	841	
貸倒	4	
債権	19,352	
株式	10,912	
その他	6	
貸倒	5,062	
債権	152	
株式	3,218	
その他		
経常費用		73,703
資金調達	5,542	
預金	2,333	
有価証券	211	
借入金	839	
その他	237	
役員受取	112	
その他	1,802	
貸倒	5	
債権	4,122	
株式	880	
その他	3,241	
貸倒	3,516	
債権	11	
株式	3,505	
その他	56,476	
貸倒	4,046	
債権	6	
株式	2,437	
その他	4	
貸倒	25	
債権	1,573	
株式		
その他		
経常利益		44,149
特別利益	91	
特別損失	364	
固定資産	220	
減損	143	
引当金		
前払税金	9,214	
法人税	7,575	
法人		
当期純利益		43,876
引当金		
前払税金		
法人税		
法人		
当期純利益		16,790
引当金		
前払税金		
法人税		
法人		
当期純利益		27,086

# 第133期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	15,149	6,286	—	6,286
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の積立				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
自己株式の消却			△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	15,149	6,286	—	6,286

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計		
		特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	15,149	10	420	317,600	12,924	346,105	△ 6,597	360,943	
当 期 変 動 額									
特別償却準備金の取崩		△ 1			1	—		—	
固定資産圧縮積立金の積立			45		△ 45	—		—	
剰 余 金 の 配 当					△ 2,990	△ 2,990		△ 2,990	
別 途 積 立 金 の 積 立				8,000	△ 8,000	—		—	
当 期 純 利 益					27,086	27,086		27,086	
自己株式の取得							△ 4,004	△ 4,004	
自己株式の処分							31	32	
自己株式の消却					△ 7,346	△ 7,346	7,347	—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 1	45	8,000	8,705	16,748	3,374	20,123	
当 期 末 残 高	15,149	8	466	325,600	21,629	362,853	△ 3,222	381,066	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	71,210	△ 4,699	66,511	198	427,652
当期変動額					
特別償却準備金の取崩					—
固定資産圧縮積立金の積立					—
剰余金の配当					△ 2,990
別途積立金の積立					—
当期純利益					27,086
自己株式の取得					△ 4,004
自己株式の処分					32
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 1,728	1,012	△ 715	33	△ 682
当期変動額合計	△ 1,728	1,012	△ 715	33	19,441
当期末残高	69,482	△ 3,687	65,795	231	447,094

(ご参考)

## 第133期末 (平成26年3月31日現在) 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	18	金 銭 信 託	95
有 形 固 定 資 産	2,912	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	2,944
そ の 他 債 権	1	包 括 信 託	64
銀 行 勘 定 貸	122		
現 金 預 け 金	47		
合 計	3,103	合 計	3,103

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 元本補てん契約のある信託については取扱残高はありません。

# 連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	88,501	預 金	5,682,761
コーポレートローン	35,182	譲渡性預金	155,480
買入金銭債権	29,282	コーポレートマネー	290,114
商品有価証券	2,382	債券貸借取引受入担保金	154,415
金銭の信託	23,300	借 用 金	112,696
有価証券	3,145,527	外 国 為 替	303
貸 出 金	3,562,136	信 託 勘 定 借	122
外 国 為 替	6,481	そ の 他 負 債	65,060
リース債権及びリース投資資産	16,079	賞 与 引 当 金	1,609
そ の 他 資 産	49,527	役 員 賞 与 引 当 金	26
有 形 固 定 資 産	43,875	退 職 給 付 に 係 る 負 債	14,120
建 物	15,289	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	46
土 地	20,649	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,132
リ ー ス 資 産	3,247	ポ イ ン ト 引 当 金	85
その他の有形固定資産	4,689	特 別 法 上 の 引 当 金	7
無 形 固 定 資 産	2,084	繰 延 税 金 負 債	8,069
ソ フ ト ウ ェ ア	0	負 の の れ ん	16
ソフトウェア仮勘定	1,931	支 払 承 諾	25,651
その他の無形固定資産	152	負 債 の 部 合 計	6,511,721
繰 延 税 金 資 産	1,884	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	25,651	資 本 金	15,149
貸 倒 引 当 金	△ 51,412	資 本 剰 余 金	6,351
資 産 の 部 合 計	6,980,486	利 益 剰 余 金	372,512
		自 己 株 式	△ 3,222
		株 主 資 本 合 計	390,790
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	69,681
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,687
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 313
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	65,680
		新 株 予 約 権	231
		少 数 株 主 持 分	12,062
		純 資 産 の 部 合 計	468,765
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,980,486

# 連結損益計算書 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	133,177
資金運用収益	77,790
貸出金利息	45,513
有価証券利息配当金	31,823
コールロ－ン利息	78
預け金利息	41
その他の受入利息	333
信託報酬	1
役務取引等収益	16,660
その他の業務収益	19,032
その他の経常収益	19,692
貸倒引当金戻益	11,234
償却債権取立益	6
その他の経常収益	8,450
経常費用	85,070
資金調達費用	5,607
預金利息	2,332
譲渡性預金利息	208
コールマネ－ン利息	839
債券貸借取引支払利息	237
借入金の支払利息	182
その他の支払利息	1,808
役務取引等費用	4,122
その他の業務費用	13,150
営業経費用	58,091
その他の経常費用	4,098
その他の経常費用	4,098
経常利益	48,107
特別利益	91
固定資産処分益	91
特別損失	368
固定資産処分損失	220
減損	143
金融商品取引責任準備金繰入額	4
税金等調整前当期純利益	47,830
法人税、住民税及び事業税	10,242
法人税等調整額	7,995
法人税等合計	18,237
少数株主損益調整前当期純利益	29,592
少数株主利益	874
当期純利益	28,717

# 連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	15,149	6,351	354,133	△ 6,597	369,035
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 2,990		△ 2,990
当 期 純 利 益			28,717		28,717
自 己 株 式 の 処 分		0		31	32
自 己 株 式 の 取 得				△ 4,004	△ 4,004
自 己 株 式 の 消 却		△ 0	△ 7,346	7,347	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	18,379	3,374	21,754
当 期 末 残 高	15,149	6,351	372,512	△ 3,222	390,790

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 越 ハ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	71,388	△ 4,699	—	66,688
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 処 分				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 消 却				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 1,707	1,012	△ 313	△ 1,008
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,707	1,012	△ 313	△ 1,008
当 期 末 残 高	69,681	△ 3,687	△ 313	65,680

(単位：百万円)

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	198	11,167	447,090
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 2,990
当期純利益			28,717
自己株式の処分			32
自己株式の取得			△ 4,004
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	33	895	△ 80
当期変動額合計	33	895	21,674
当 期 末 残 高	231	12,062	468,765



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

株式会社 中国銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日根野谷 正人 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖英 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥田 賢 ㊦  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中国銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

株式会社 中国銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日根野谷 正人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 靖英	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥田 賢	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中国銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月8日

株式会社中国銀行 監査役会

常勤監査役 立 森 伸 康 ㊟

常勤監査役 岡 崎 泰 夫 ㊟

社外監査役 西 田 三千代 ㊟

社外監査役 佐 藤 芳 郎 ㊟

社外監査役 古 矢 博 通 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、株主の皆さまへより一層の利益還元を図る観点から、業績に左右されない安定配当を年間13円50銭とし、配当と自社株取得合計の株主還元率を当期純利益の30%を目途としております。この配当方針に基づき、第133期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金8円50銭

総額 1,701,712,334円

※中間配当金を含めた当事業年度の年間配当金は、2円増配の16円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月26日（木曜日）

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 16,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 16,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役の責任限定契約の締結を可能とする定款変更を行うものであります。なお、社外取締役の責任限定契約の定めの新設につきましても、監査役全員の同意を得ております。

(1) 社外取締役の責任限定契約の定めを追加するため、変更案第25条(社外取締役の責任限定契約)の新設を行うものであります。

(2) 社外監査役の責任限定契約の定めを追加するため、変更案第35条(社外監査役の責任限定契約)の新設を行うものであります。

(3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任限定契約)
第25条～第33条 (条文省略)	第25条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。
(新 設)	(社外監査役の責任限定契約)
第34条～第40条 (条文省略)	第35条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。
	第26条～第34条 (現行どおり)
	第36条～第42条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営監督機能の強化を図るため、社外取締役として取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任された場合の任期は、当行定款第21条第2項の定めにより他の在任取締役の残任期間である、平成27年6月開催予定の第134回定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
さとう よしお 佐藤 芳郎 (昭和24年2月14日生)	昭和49年7月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー入社 昭和54年7月 同社退職 昭和54年8月 等松青木監査法人入社 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和61年8月 等松青木監査法人退職 昭和61年9月 佐藤芳郎公認会計士事務所設立 平成18年6月 当行監査役(現任)	株       —

- (注) 1. 佐藤芳郎氏は新任候補者であり、社外取締役候補者であります。なお、当行は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定しております。本議案が承認可決された場合、引続き同取引所に「独立役員」として指定する予定であります。
2. 佐藤芳郎氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐藤芳郎氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な専門知識と実務経験を有しており、当行の社外取締役に適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、佐藤芳郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任する予定であり、当行社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 本議案が承認可決され、佐藤芳郎氏が社外取締役に選任された場合、同氏と当行とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とします。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 佐藤芳郎氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
いのうえしんじ 井上信二 (昭和34年4月22日生)	昭和57年10月 新和監査法人入社 昭和60年12月 同社退職 昭和61年3月 公認会計士登録 昭和61年3月 井上公認会計士事務所設立 現在に至る	株 —

- (注) 1. 井上信二氏は新任候補者であり、社外監査役候補者であります。なお、当行は、本議案が承認可決された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定する予定であります。
2. 井上信二氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 井上信二氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な専門知識と実務経験を有しており、当行の社外監査役に適任であり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 本議案が承認可決され、井上信二氏が社外監査役に選任された場合、同氏と当行とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことよって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とします。

以上

## インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 〔インターネットによる議決権行使について〕

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）  
※「iモード」は、(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月24日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご承知ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。



### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

#### 【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

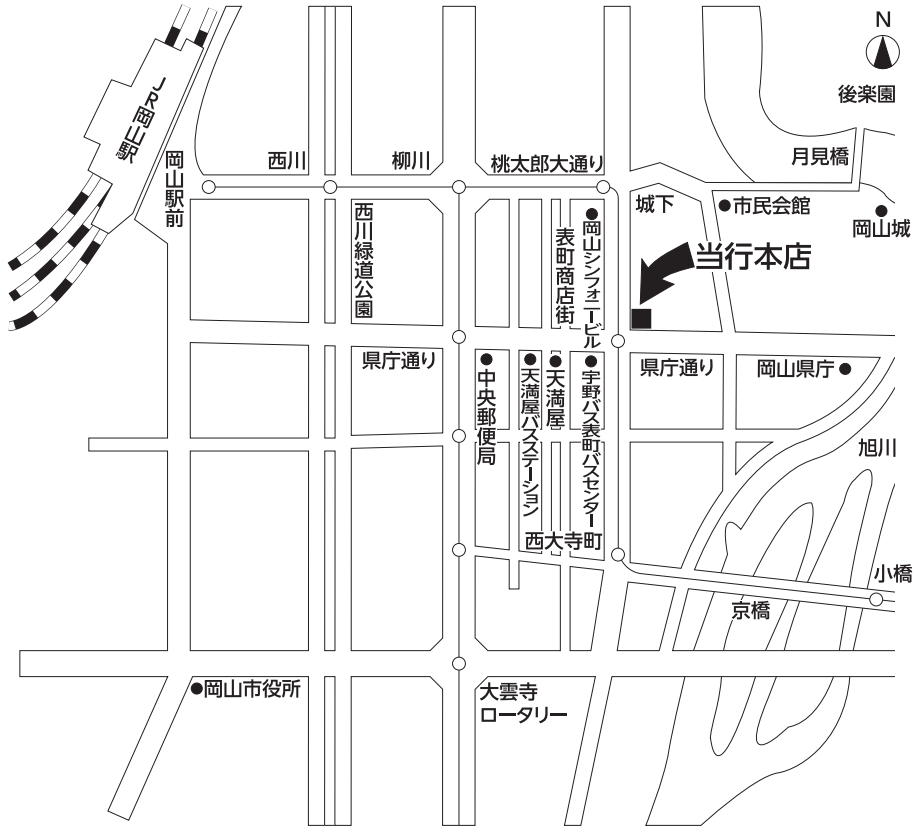
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）



# 株主総会会場ご案内略図



会 場 岡山市北区丸の内一丁目15番20号

当行本店3階大講堂

電話 岡山 (086) 223-3111